

# 告示

## 埼玉県告示第千三百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	社会福祉法人埼玉医療福祉会 丸木記念福祉センター デイカルセンタ
所在地	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八
開設者名	社会福祉法人埼玉医療福祉会
サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
指定年月日	令和六年三月一日